

令和6年5月30日

三重県知事 殿

三重県名張市夏見3260番地の1

医療法人 (社団) 寺田病院

理事長 寺田 紀彦

電話 0595(63)906411



決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、

医療法第52条第1項の規定により届出します。



事 業 報 告 書
(自 令和5年4月1日 至 令和 6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人(社団) 寺田病院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県名張市夏見3260番地1
- (3) 設立認可年月日 昭和55年3月19日
- (4) 設立登記年月日 昭和55年3月26日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード または介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病 院	医療法人寺田病院	2411305036	三重県名張市夏見3260番地1	一般病床 55床 療養病床 40床 [医療保険病床 95床]
介護医療院	医療法人寺田病院 介護医療院	24B1300019	三重県名張市夏見3260番地1	入所定員 40名
通所リハビリ テーション	寺田病院通所 リハビリテーション 「てらだ」	2411305036	三重県名張市夏見3260番地1	通所定員 35名

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 ①訪問看護事業 ②訪問介護事業 ③通所介護事業	三重県名張市夏見3260番地1	

2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	三重県名張市夏見3260番地1	
3) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 ①介護予防訪問看護事業	三重県名張市夏見3260番地1	
4) 介護保険法に基づく介護予防支援事業の委託事業	三重県名張市夏見3260番地1	
5) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ①小規模多機能型居宅介護事業 ②地域密着型通所介護事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
6) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 ①介護予防小規模多機能型居宅介護事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
7) 介護保険法に基づく第一号通所介護	三重県名張市夏見3260番地1	
8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく障害福祉サービス事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に基づく地域生活支援事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく特定相談支援事業	三重県名張市美旗中村2327番地	
11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく一般相談支援事業	三重県名張市夏見3260番地1	
12) 道路運送法第79条の規定による自家用有償旅客 運送等事業	三重県名張市夏見3260番地1 三重県名張市美旗中村2327番地	

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項

令和 5年 5月26日 定時社員総会 令和4年度事業報告並びに決算承認の件
議事録署名人選任

令和 5年 6月 9日 理事会 経営会議 職員賞与

令和 5年 9月30日 理事会 経営会議 前期収支報告

令和 6年 3月26日 定時社員総会 令和6年度事業計画及び予算承認の件
役員報酬の決定
議事録署名人選任

様式2

法人名 医療法人(社団) 寺田病院
所在地 名張市夏見3260番地の1

※医療法人整理番号

			A	4	3
--	--	--	---	---	---

財 産 目 録
(令和 6年 3月31日現在)

1. 資	産	額	4,482,775	千円
2. 負	債	額	3,296,640	千円
3. 純	資 産	額	1,186,135	千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分	金 額	
A 流 動 資 産		1,006,291
B 固 定 資 産		3,476,484
C 資 産 合 計 (A + B)		4,482,775
D 負 債 合 計		3,296,640
E 純 資 産 (C - D)		1,186,135

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土	地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))	
建	物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))	

法人名 医療法人(社団) 寺田病院

※医療法人整理番号

A 4 3

所在地 三重県名張市夏見 3 2 6 0 番地の 1

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1, 006, 291	I 流 動 負 債	97, 309
現 金 及 び 預 金	659, 885	買 掛 金	18, 374
医 業 未 収 金	295, 997	未 払 金	39, 142
医 薬 品	6, 846	前 受 金	55
診 療 材 料	17, 510	預 り 金	35, 108
給 食 材 料	673	未 払 法 人 税 等	72
貯 蔵 品	5, 148	未 払 消 費 税	4, 556
前 渡 金	720	II 固 定 負 債	3, 199, 331
仮 払 金	667	長 期 借 入 金	3, 170, 412
未 収 入 金	14, 307	リ ー ス 債 務	28, 919
立 替 金	6, 312	負 債 合 計	3, 296, 640
貸 倒 引 当 金	△1, 777	純 資 産 の 部	
II 固 定 資 産	3, 476, 484	科 目	金 額
1 有 形 固 定 資 産	3, 035, 459	I 積 立 金	1, 186, 135
建 物	2, 287, 651	設 立 等 積 立 金	1, 950, 746
構 築 物	120, 886	繰 越 利 益 積 立 金	△764, 610
機 械 装 置	100, 998		
器 具 備 品	48, 147		
車 両	558		
一 括 償 却 資 産	1, 122		
リ ー ス 資 産	15, 951		
土 地	460, 142		
2 無 形 固 定 資 産	49, 549		
借 地 権	18, 702		
加 入 権	9, 642		
ソ フ ト ウ ェ ア	10, 905		
リ ー ス 資 産	10, 298		
3 そ の 他 の 資 産	391, 476		
有 価 証 券	15, 200		
差 入 保 証 金	270		
生 命 保 険 積 立 金	72, 043		
長 期 前 払 費 用	186, 477		
繰 延 消 費 税	117, 485	純 資 産 合 計	1, 186, 135
資 産 合 計	4, 482, 775	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4, 482, 775

様式 4-1

法人名 医療法人(社団)寺田病院

所在地 三重県名張市夏見3260番地の1

※医療法人整理番号

A	4	3
---	---	---

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,811,874
2 事業費用		2,023,094
本来業務事業利益		△ 211,220
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		339,602
2 事業費用		361,913
附帯業務事業利益		△ 22,310
事業利益		△ 233,530
II 事業外収益		
受取利息	427	
その他の事業外収益	109,814	110,241
III 事業外費用		
支払利息	18,791	
その他の事業外費用	2,383	21,175
経常利益		△ 144,464
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	4,485	4,485
税引前当期純利益		△ 148,949
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額		72
当期純利益		△ 149,021

監 事 監 査 報 告 書

医療法人（社団）寺田病院

理事長 寺田 紀彦 殿

私は、医療法人（社団）寺田病院の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 30 日

医療法人（社団）寺田病院

監 事 内 藤 克

